

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考に関する申合せ

〔平成10年9月4日〕
連合農学研究科要項等第2号

鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者（以下「候補適任者」という。）の選考については、鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考規則（以下「規則」という。）及び鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考規則実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによるが、選考を円滑に実施するため、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 規則第3条第1項の規定により「研究科委員会は、候補適任者選考の参考とするため、選挙を行う。」こととなっているが、その選挙を行うにあたり、代議委員会は、規則第2条に規定する者の中から候補適任者となり得る者3人を次により選出し、この者を規則第2条に規定する候補適任資格者とする。
 - (1) 候補適任資格者は、選挙により選出するものとし、選挙資格者は、連合農学研究科の研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教（以下「連合農学研究科の教員」という。）のうち鳥取大学に所属する教員とする。
 - (2) 投票は、鳥取大学農学部で行い、開票は、鳥取大学大学院連合農学研究科において行う。
 - (3) 投票は、3人連記無記名とする。
 - (4) 開票の結果、得票上位3人を候補適任資格者とする。ただし、末位に得票同数の者があるときは、候補適任資格者に加える。
 - (5) 代議委員会は、前4号により選出した者の氏名及び経歴概要を記載した名簿を作成の上、連合農学研究科の教員に通知するものとする。
 - (6) 代議委員会が必要と認めた場合は、選挙をオンラインにより実施することができる。
- 2 細則第5条第1項の投票日において、代議委員会に出席するため、鳥取大学に出張する代議委員会委員は、細則第10条の規定にかかわらず、鳥取大学農学部の投票所において投票を行うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成10年9月4日から施行する。
- 2 鳥取大学大学院連合農学研究科長候補者選考に関する申合せ（平成元年5月29日制定）は、廃止する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科要項等第3号）

この申合せは、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科長候補者選考に関する申合せの規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科要項等第3号）

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日連合農学研究科要項等第7号）

この申合せは、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月10日連合農学研究科要項等第4号）
この申合せは、平成26年11月10日から施行する。

附 則（令和6年2月16日連合農学研究科要項等第1号）
この申合せは、令和6年2月16日から施行する。